平成３０年（２０１８年）

１２月那覇市議会定例会

議　案　書

平成３０年１２月３日

平成30年（2018年）12月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第115号	那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	1
議案第116号	那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	3
議案第117号	那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	13
議案第118号	那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	17
議案第119号	那覇市こども発達支援センター条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こどもみらい課	21
議案第120号	那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	25
議案第121号	那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	都市みらい部 花とみどり課	31
議案第122号	那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	35
議案第123号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 予防課	41
議案第124号	那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 （総務分科会）	消防局 予防課	45
議案第125号	平成30年度那覇市一般会計補正予算（第5号）	予算決算委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第126号	平成30年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第127号	平成30年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会 （建設分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第128号	平成30年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会 （建設分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊

平成30年（2018年）12月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第129号	工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台照明））	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	49
議案第130号	工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響））	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	51
議案第131号	那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーにおける指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	53
議案第132号	那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	55
議案第133号	那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について	建設委員会	環境部 廃棄物対策課	57
議案第134号	那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 福祉政策課	59
議案第135号	那覇市末吉老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	61
議案第136号	那覇市壺川老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	63
議案第137号	那覇市辻老人憩の家の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	65
議案第138号	那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	67
議案第139号	那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	69
議案第140号	那覇市大名児童館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	71
議案第141号	那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	73
議案第142号	那覇市識名児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	75

平成30年（2018年）12月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第143号	那覇市緑化センターの指定管理者の指定について	建設委員会	都市みらい部 花とみどり課	77
議案第144号	那覇市立森の家みんみんの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	生涯学習部 生涯学習課	79
議案第145号	那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定につい	教育福祉委員会	生涯学習部 市民スポーツ課	81
議案第146号	工事請負契約について（神原中学校校舎改築工事（建築））	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	83
報告第32号	専決処分の報告について（車両事故）	建設委員会	環境部 クリーン推進課	85
報告第33号	専決処分の報告について （那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	87
報告第34号	専決処分の報告について（真嘉比中央公園内、自治会清掃中の事故）	建設委員会	都市みらい部 公園管理課	91
報告第35号	専決処分の報告について（平成30年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	93

議案第１１５号

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する資格要件の基準として、病床を有する診療所を開設している者を加えるため、この案を提出する。

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格) 第4条　法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。	(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格) 第4条　法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１６号

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

厚生労働省令で定める「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、関係規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
第6条　前条に規定する援助を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。	第6条　[略]
(1)　訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)	(1)　訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)
(2)　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)	(2)　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)
(3)～(4)　[略]	(3)～(4)　[略]
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第15条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、	第15条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、

計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第15条第9号のサービス担当者会議をいう。以下この章、第60条の6、第60条の28及び第60条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第16条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、指定定

計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第15条第9号のサービス担当者会議をいう。以下この章、第60条の6、第60条の28及び第60条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第16条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サー

期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第19条　事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第38条　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（事故発生時の対応）

第41条　事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～3　［略］

（指定夜間対応型訪問介護）

第47条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定

ビスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第19条　事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第38条　事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（事故発生時の対応）

第41条　事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～3　［略］

（指定夜間対応型訪問介護）

第47条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項

する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。	に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。
2 [略]	2 [略]
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)	(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第60条の9 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(5) [略]	(5) [略]
(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能

訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10　[略]

2～4　[略]

5　指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(事故発生時の対応)

第60条の18　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～4　[略]

(準用)

第60条の20の3　第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看

訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10　[略]

2～4　[略]

5　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(事故発生時の対応)

第60条の18　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～4　[略]

(準用)

第60条の20の3　第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看

護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは、「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第60条の28　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2　[略]

(居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対

護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは、「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第60条の28　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2　[略]

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対

する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条　［略］

2　［略］

3　居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居）

第115条　［略］

2～5　［略］

6　共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条　［略］

2　［略］

3　居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居）

第115条　［略］

2～5　［略］

6　共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第127条　共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第127条　共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2　共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2　共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第175条　［略］	第175条　［略］
2　［略］	2　［略］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１７号

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

厚生労働省令で定める「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(衛生管理等) 第34条　[略] 2　[略] 3　介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。	(衛生管理等) 第34条　[略] 2　[略] 3　介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定に

(1)～(4)　[略]	よる医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。 (1)～(4)　[略]
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１８号

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

厚生労働省令で定める「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加する等、関係規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第12条　[略] 2～3　[略] 4　第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 5　[略] 6　第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 7　第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当	(職員の配置の基準) 第12条　[略] 2～3　[略] 4　第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 5　[略] 6　第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 7　第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当

該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。	該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。
8～9　［略］	8～9　［略］
10　第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。	10　第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第238条の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第226条の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。
11　［略］	11　［略］
12　第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。	12　［略］
	(1)　養護老人ホーム　栄養士又は調理員、事務員その他の職員
(1)～(4)　［略］	(2)～(5)　［略］
備考	

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１９号

那覇市こども発達支援センター条例制定について

那覇市こども発達支援センター条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

昭和57年に設置した那覇市療育センターについて施設名称の変更を行うとともに、那覇市療育センター条例の全部を改正し、設置目的の見直し等、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市こども発達支援センター条例

那覇市療育センター条例(昭和57年那覇市条例第18号)の全部を改正する。

(設置)

第1条　障がい児及び発達に支援を必要とする児童(以下「障がい児等」という。)について、その成長の早期において必要な発達の支援に関する事業を行うため、那覇市こども発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条　センターの位置は、那覇市鏡原町10番40号とする。

(開所時間及び休所日)

第3条　センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2　センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日

(3)　12月29日から翌年の1月3日までの日

(4)　6月23日(慰霊の日)

3　前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は臨時にセンターを開所し、若しくは休所することができる。

(事業)

第4条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項の障害児通所支援のうち、同条第2項の児童発達支援及び同条第6項の保育所等訪問支援に関すること。

(2)　障がい児等の発達に係る相談に関すること。

(3)　障がい児等に係る関係機関との連携その他の地域支援に関すること。

(4)　障がい児等の発達に係る機能訓練に関すること。

(5)　その他障がい児等の発達支援に関すること。

(利用対象者)

第5条　センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　前条第1号に掲げる事業　市内に居住する就学前の障がい児等で児童福祉法第21条の5の5第1項の通所給付決定に係るもの及びその保護者その他市長が必要と認める者

(2)　前条第2号から第5号までに掲げる事業　市内に居住する就学前の障がい児等及びその保護者、前条第3号の関係機関その他市長が必要と認めるもの

(利用の承認)

第6条　センターを利用しようとする者は、あらかじめ申出を行い、市長の承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の承認をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第7条　市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2)　施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　疾病その他の事由により他の利用者の利用に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4)　管理上必要な指示に従わないとき。

(5)　利用の承認に係る条件に違反したとき。

(6)　その他市長が利用を不適当と認めるとき。

(使用料)

第8条　第4条第1号に掲げる事業を利用した障がい児等の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料の額は、当該保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して市長が定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額を上限とする。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　利用の承認の申出に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3　この条例の施行前に改正前の那覇市療育センター条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

議案第１２０号

那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定について

那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

那覇市立幼稚園14園の全てを幼保連携型認定こども園に移行するため、これらの幼稚園を廃止するとともに、那覇市立幼保連携型認定こども園として８園を設置し、併せて那覇市立幼稚園保育料等条例の廃止等、関係する条例の規定の整備等を行うため、この案を提出する。

那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例

（那覇市立学校設置条例の一部改正）

第1条　那覇市立学校設置条例（昭和47年那覇市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条　本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、幼稚園、小学校及び中学校を設置する。 （幼稚園の名称及び位置） 第2条　幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （小学校の名称及び位置） 第3条　小学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。 （中学校の名称及び位置） 第4条　中学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。 第5条　［略］ ［別表第1　別記］ 別表第2（第3条関係）　［略］ 別表第3（第4条関係）　［略］	（設置） 第1条　本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小学校及び中学校を設置する。 （小学校の名称及び位置） 第2条　小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （中学校の名称及び位置） 第3条　中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。 第4条　［略］ 別表第1（第2条関係）　［略］ 別表第2（第3条関係）　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

［改正前　別記］

別表第1（第2条関係）

幼稚園の名称	位置
那覇市立安謝幼稚園	那覇市安謝2丁目15番27号
那覇市立城東幼稚園	那覇市首里石嶺町2丁目74番地1
那覇市立城西幼稚園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
那覇市立真嘉比幼稚園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
那覇市立泊幼稚園	那覇市泊2丁目23番地9

那覇市立真和志幼稚園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立垣花幼稚園	那覇市山下町17番2号
那覇市立小禄幼稚園	那覇市字小禄1150番地
那覇市立高良幼稚園	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立宇栄原幼稚園	那覇市字小禄1066番地
那覇市立上間幼稚園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名幼稚園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立天久幼稚園	那覇市天久1丁目4番1号(那覇市あめくみらい幼保園内)
那覇市立那覇幼稚園	那覇市前島1丁目7番1号

(那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条　那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>(名称及び位置)
第2条　こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市立小禄南こども園</td><td>[略]</td></tr>
</table></td><td>(名称及び位置)
第2条　[略]
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市立小禄南こども園</td><td>[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市立城西こども園</td><td>那覇市首里真和志町1丁目5番地</td></tr>
<tr><td>那覇市立真嘉比こども園</td><td>那覇市真嘉比1丁目18番1号</td></tr>
<tr><td>那覇市立泊こども園</td><td>那覇市泊2丁目23番地9</td></tr>
<tr><td>那覇市立真和志こども園</td><td>那覇市寄宮3丁目1番1号</td></tr>
<tr><td>那覇市立上間こども園</td><td>那覇市長田2丁目11番60号</td></tr>
<tr><td>那覇市立大名こども園</td><td>那覇市首里大名町1丁目49番地</td></tr>
<tr><td>那覇市立天久こども園</td><td>那覇市天久1丁目4番1号</td></tr>
<tr><td>那覇市立那覇こども園</td><td>那覇市前島1丁目7番1号</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</td></tr>
</table>

(那覇市幼保総合施設条例及び那覇市立幼稚園保育料等条例の廃止)

第3条　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　那覇市幼保総合施設条例(平成23年那覇市条例第41号)

(2)　那覇市立幼稚園保育料等条例(平成28年那覇市条例第24号)

(那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第4条　那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例 (定義) 第2条　この条例において「教諭」とは、次に掲げる者をいう。 (1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条第1項の教諭又は同条第2項の主幹教諭であって、那覇市立幼稚園に勤務するもの (2)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第1項の園長若しくは保育教諭又は同条第2項の教頭であって、那覇市立幼保連携型認定こども園に勤務するもの	那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例 (定義) 第2条　この条例において「教諭」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第1項の園長若しくは保育教諭又は同条第2項の教頭であって、那覇市立幼保連携型認定こども園に勤務するものをいう。
備考　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第5条　那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の幼稚園、小学校及び中学校並びに幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」	(趣旨) 第1条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の小学校及び中学校並びに幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)

という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
備考　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市保育所設置及び管理条例の一部改正)

第6条　那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市天久保育所</td><td>那覇市天久1丁目4番1号(那覇市あめくみらい幼保園内)</td></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
</table></td><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市天久保育所</td><td>那覇市天久1丁目4番1号</td></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</td></tr>
</table>

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2　那覇市立幼保連携型認定こども園条例第5条第2項の利用承諾その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

3　那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第4条　減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下とする。	(減給の効果) 第4条　減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下とする。
備考　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

議案第１２１号

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例制定について

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

適正な受益者負担の観点から、営利目的に係る利用料金の区分の追加等、利用料金の上限について見直しを行い、併せて字句の整理を行うため。

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例

那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第10条　利用料金(緑化センターの利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 2～4　[略] [別表　別記]	(利用料金) 第10条　利用料金(緑化センターの利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表により算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 2～4　[略] [別表　別記]
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市緑化センター条例の規定は、平成31年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前までの利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前　別記]

別表(第10条関係)

名称	利用単位	金額(円)
室料	利用面積1平方メートルにつき1時間当たり	9
[略]		

備考　利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

[改正後　別記]

別表(第10条関係)

名称	利用単位	金額(円)

室料	利用面積1平方メートルにつき1時間当たり	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行わない場合	11
		商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合	20
[略]			

備考

1　利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2　室料の額は、この表に基づき算定した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

議案第１２２号

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

公営住宅法の一部改正により公営住宅に入居する認知症患者等の収入申告義務が緩和されたことに伴い、市が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況に基づき家賃決定ができることとする等、所要の規定の整備等を行うため、この案を提案する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(家賃の決定) 第14条　公営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の入居者の家賃の額は近傍同種の住宅の家賃の額(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)とする。 2～3　[略]	(家賃の決定) 第14条　公営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の入居者の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)とする。 2～3　[略] 4　市長は、公営住宅の入居者(省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が次条第1項本文の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃の額を、毎年度、政令第2条に規定する方法により、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で定めることができる。
(収入の申告等) 第15条　入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。	(収入の申告等) 第15条　入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、前条第4項の入居者が当該申告をすることが困難な事情にあると市長が認めると

	きは、この限りでない。
2　前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。	2　前項本文の規定による収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。
3　市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する。	3　市長は、第1項本文の規定による収入の申告又は省令第9条に規定する方法により把握した収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する。
4　［略］	4　［略］
（収入超過者に対する家賃）	（収入超過者に対する家賃）
第31条　第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。	第31条　第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。
2　市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。	2　市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、政令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。
3　［略］	3　［略］
（高額所得者に対する家賃等）	（高額所得者に対する家賃等）
第33条　第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の家賃を支払わなければならない。	第33条　第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の家賃を支払わなければならない。
2～3　［略］	2～3　［略］
（収入状況の報告の請求等）	（収入状況の報告の請求等）
第36条　市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33	第36条　市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第

条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類の閲覧をさせ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。	3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類の閲覧をさせ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。
2　［略］	2　［略］
3　市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を、漏らし、又は窃用してはならない。	3　市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
（公営住宅建替事業による家賃の特例）	（公営住宅建替事業による家賃の特例）
第39条　市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。	第39条　市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。
（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例）	（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例）
第40条　市長は、公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規	第40条　市長は、公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第

定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

（準用）

第44条　第8条第1項及び第2項、第8条の2、第11条から第13条まで、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項（第7号を除く。）」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定による

33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

（準用）

第44条　第8条第1項及び第2項、第8条の2、第11条から第13条まで、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項（第7号を除く。）」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34

あっせん等」と読み替えるものとする。	条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２３号

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

消防用設備等に係る付加基準である自動火災報知設備及び誘導灯の設置等に関する規定について、当該機器の性能及び機能向上等を踏まえ、現状に沿うよう所要の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動火災報知設備に関する基準) 第40条　[略] 2～3　[略] 4　第1項又は令第21条第1項の規定により設ける自動火災報知設備には、専用分電盤(以下「非常用分電盤」という。)を設けなければならない。	(自動火災報知設備に関する基準) 第40条　[略] 2～3　[略]
(誘導灯に関する基準) 第42条　次の各号に掲げる防火対象物には、当該各号に定める誘導灯を設けなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる防火対象物であって避難が容易であると認められるもののうち、法施行規則第28条の2第1項又は第2項の規定により誘導灯を設置することを要しないとされた部分については、この限りでない。 (1)　令別表第1(2)項、(3)項及び(16)項イ((2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物又はその部分　避難口誘導灯及び通路誘導灯 (2)～(3)　[略] 2　前項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 3　第1項又は令第26条第1項に掲げる特定防火対象物(複合用途対象物にあっては、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の	(誘導灯に関する基準) 第42条　次の各号に掲げる防火対象物には、当該各号に定める誘導灯を設けなければならない。ただし、避難が容易であると認められる防火対象物のうち、法施行規則第28条の2第1項又は第2項の規定の例により当該誘導灯を設置することを要しないと認められる部分については、この限りでない。 (1)～(2)　[略] 2　前項の規定により設ける避難口誘導灯(同項ただし書の規定により法施行規則第28条の2第1項第3号ハの蓄光式誘導標識を設けるときは、当該蓄光式誘導標識)及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

用途に供されている部分に限る。)に設ける通路誘導灯は、B級以上とする。 4　第1項又は令第26条第1項の規定により設ける誘導灯には、非常用分電盤を設けなければならない。	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２４号

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

那覇市火災予防条例に基づき開催する防火教育担当者及び防災教育担当者に係る防火管理等の講習についての手数料を新たに規定し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、次に掲げる手数料について必要な事項を定めるものとする。 (1)　消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料 (2)　[略] (3)　消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料 (手数料の減免) 第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項に定める手数料(手数料に教材費用を含む場合にあっては、当該教材費用に相当する額を除く。)を免除することができる。 (1)～(2)　[略] [別表第3　別記]	(趣旨) 第1条　[略] (1)　消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料 (2)　[略] (3)　消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び那覇市火災予防条例に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料 (手数料の減免) 第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第3項に定める手数料(手数料に教材費用を含む場合にあっては、当該教材費用に相当する額を除く。)を免除することができる。 (1)～(2)　[略] [別表第3　別記]

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付　則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

[改正前　別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略]	
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	[略]
	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	[略]
	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後　別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略]	
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	[略]
	防火・防災教育担当者講習	1,500円
	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	[略]
	防火・防災教育担当者講習	2,000円
	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	防火・防災教育担当者講習	2,500円
	自衛消防業務新規講習	[略]
	[略]	
[略]		

議案第１２９号

工事請負契約について
（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台照明））

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　契約の目的　　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台照明）

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札

3　契 約 金 額　　475,200,000円

4　契約の相手方　　松村電機製作所沖縄営業所・南西電設・新共電気工業共同企業体

代表者　所在地　沖縄県那覇市久米１-15-１　上山ビル３-Ａ
商　号　株式会社　松村電機製作所沖縄営業所
代表者　所長　上原　康幸

構成員　所在地　沖縄県那覇市前島２丁目15番27号 Asset前島１F
商　号　南西電設　株式会社
代表者　代表取締役社長　親泊　政夫

構成員　所在地　沖縄県那覇市字国場1183番地８
商　号　株式会社　新共電気工業
代表者　代表取締役　新垣　勇誠

（提案理由）
「那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台照明）」を施工するため、この案を提出する。

議案第１３０号

工事請負契約について
（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響））

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　契約の目的　　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響）

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札

3　契 約 金 額　　495,720,000円

4　契約の相手方　　ヤマハサウンドシステム・沖縄パナソニック特機・興洋電子共同企業体

代表者　所在地　東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
商　号　ヤマハサウンドシステム　株式会社
代表者　代表取締役　武田　信次郎

構成員　所在地　沖縄県那覇市西２丁目15番１号
商　号　沖縄パナソニック特機　株式会社
代表者　代表取締役社長　木村　隆夫

構成員　所在地　沖縄県那覇市字安謝638番地
商　号　株式会社　興洋電子
代表者　代表取締役　多良間　洋二

（提案理由）
「那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響）」を施工するため、この案を提出する。

議案第１３１号

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーにおける指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー

所在地　那覇市久茂地１丁目１番１号

2　指定管理者となる団体

名　称　パレットグループ

所在地　那覇市久茂地１丁目１番１号

代表者　代表団体　久茂地都市開発株式会社

代表取締役社長　長嶺　良三

3　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１３２号

那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市ぶんかテンブス館

所在地　那覇市牧志３丁目２番10号

２　指定管理者となる団体

名　称　株式会社沖縄コングレ・株式会社PBコミュニケーションズ共同企業体

所在地　那覇市久茂地３丁目１番１号　日本生命那覇ビル

代表者　代表取締役　武内　紀子

３　指定期間

平成31年４月１日から平成34年３月31日まで

（提案理由）

那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１３３号

那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第１項の規定により、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について、那覇市・南風原町環境施設組合規約を別紙のとおり変更する。

平成 30 年 12 月 3 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

還元施設「環境の杜ふれあい公園」（所在地：沖縄県島尻郡南風原町字新川 605 番 1）を平成 31 年４月に一部供用開始することに伴い、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について、那覇市・南風原町環境施設組合規約を変更する必要があるためこの案を提出する。

那覇市・南風原町環境施設組合規約の一部を改正する規約

那覇市・南風原町環境施設組合規約(平成11年沖縄県指令企第424号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組合の共同処理する事務) 第3条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(3)　[略] (4) 還元施設「環境の杜ふれあい周辺の公園」の整備及び管理運営に関する事務 (負担金) 第16条　組合市町の負担金は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2)　還元施設「環境の杜ふれあい」の管理運営負担金は、那覇市85/100、南風原町15/100の割合により算出した額とする。	(組合の共同処理する事務) 第3条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(3)　[略] (4) 還元施設「環境の杜ふれあい公園」の整備及び管理運営に関する事務 (負担金) 第16条　組合市町の負担金は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2)　還元施設「環境の杜ふれあい」及び還元施設「環境の杜ふれあい公園」の管理運営負担金は、那覇市85/100、南風原町15/100の割合により算出した額とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

附　則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第１３４号

那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市総合福祉センター

所在地　那覇市金城３丁目５番地４

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会

所在地　那覇市金城３丁目５番地４

代表者　会長　新本　博司

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１３５号

那覇市末吉老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市末吉老人福祉センター

所在地　那覇市首里末吉町２丁目14番地

2　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　陽風会

所在地　那覇市牧志３丁目８番10号

代表者　高良　健

3　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市末吉老人福祉センターの管理を行なわせる指定管理者について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするためのこの案を提出する。

議案第１３６号

那覇市壺川老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市壺川老人福祉センター

所在地　那覇市壺川２丁目３番11号

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　陽風会

所在地　那覇市牧志３丁目８番10号

代表者　高良　健

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市壺川老人福祉センターの管理を行なわせる指定管理者について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするためのこの案を提出する。

議案第１３７号

那覇市辻老人憩の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市辻老人憩の家

所在地　那覇市辻２丁目14番１号

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　陽風会

所在地　那覇市牧志３丁目８番10号

代表者　高良　健

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市辻老人憩の家の管理を行なわせる指定管理者について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするためのこの案を提出する。

議案第１３８号

那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市障がい者福祉センター

所在地　那覇市古島２丁目14番地４

２　指定管理者となる団体

名　称　一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会

所在地　那覇市古島２丁目14番地４

代表者　会長　高嶺　豊

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市障がい者福祉センターの管理運営を行う指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１３９号

那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市久場川児童館

所在地　那覇市首里久場川町２丁目18番地

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　わかめ福祉会

所在地　那覇市首里石嶺町３丁目199番地２

代表者　理事長　饒平名　勝彦

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市久場川児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４０号

那覇市大名児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市大名児童館

所在地　那覇市首里大名町２丁目75番地

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　若杉福祉会

所在地　那覇市首里大名町１丁目64番地５

代表者　理事長　屋宜　勝子

３　指定期間

平成31年１月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市大名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４１号

那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市小禄児童館及び老人福祉センター

所在地　那覇市小禄５丁目４番地２

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会

所在地　那覇市金城３丁目５番地４

代表者　会長　新本　博司

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４２号

那覇市識名児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市識名児童館及び老人福祉センター

所在地　那覇市識名２丁目５番５号

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会

所在地　那覇市金城３丁目５番地４

代表者　会長　新本　博司

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市識名児童館及び老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４３号

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市緑化センター

所在地　那覇市おもろまち３丁目２番１号

２　指定管理者となる団体

名　称　有限会社　三崎工業

所在地　那覇市首里大名町１-161-１-106

代表者　代表取締役　知念　宏

３　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４４号

那覇市立森の家みんみんの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市立森の家みんみん

所在地　那覇市首里儀保町４丁目79番地８

2　指定管理者となる団体

名　称　沖縄自然環境ファンクラブ

所在地　那覇市首里儀保町４丁目79番地33　奥井アパート101

代表者　藤井　晴彦

3　指定期間

平成31年４月１日から平成36年３月31日まで

（提案理由）

那覇市立森の家みんみんの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４５号

那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　管理を行わせる公の施設（那覇市営奥武山体育施設）

名　称	所在地
那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地の1
那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番地の1地先
那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町42番地の1地先

2　指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人　那覇市体育協会

所在地：那覇市字識名1227番地

代表者：会長　平良　悟

3　指定期間　平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（提案理由）

那覇市営奥武山体育施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４６号

工事請負契約について（神原中学校校舎改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成30年12月3日提出

那覇市長　城　間　幹　子

1　契約の目的　　神原中学校校舎改築工事（建築）

2　契約の方法　　制限付一般競争入札

3　契約金額　　247,644,000円

4　契約の相手方

請負者　所　在　地　沖縄県那覇市壺川２丁目13番26号
商号又は名称　株式会社　丸元建設
代表者職氏名　代表取締役社長　糸数　幸恵

（提案理由）
神原中学校校舎改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

報告第３２号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月21日

那覇市長　城　間　幹　子

1　事　件　名　　車両事故

2　賠償の相手方
及び賠償額
相　手　方　　那覇市識名在
賠　償　額　　63,032円

3　和解事項
（1）那覇市は、賠償の相手方に対し、過失割合を10割として上記の賠償額を支払う。
（2）那覇市と賠償の相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

報告第３３号

専決処分の報告について
（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成30年11月19日に専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告したので報告する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月19日

那覇市長　城間　幹子

件名　那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条　那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定通所介護の具体的取扱方針) 第105条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3)　[略] (4)　指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。	(指定通所介護の具体的取扱方針) 第105条　[略] (1)～(3)　[略] (4)　指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条　那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅	第5条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその

において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第３４号

専決処分の報告について
（真嘉比中央公園内、自治会清掃中の事故）

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月20日

那覇市長　城　間　幹　子

1　事　件　名　　真嘉比中央公園内、自治会清掃作業中の事故

2　賠償の相手方
　及び賠償額
　　相　手　方　　那覇市おもろまち在住
　　賠　償　額　　60,300円

3　和　解　事　項

（1）那覇市は、賠償の相手方に対し、責任割合を10割として上記の賠償額を支払う。

（2）那覇市と相手方は、今後本件に関しては如何なる事情が発生しても、裁判上、裁判外において一切異議請求の申立てをしないことを誓約する。

報告第３５号

専決処分の報告について
（平成30年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年12月３日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月19日

那覇市長　城　間　幹　子

1　事　件　名　　平成30年度　市営住宅明渡等請求訴訟提起

2　相　手　方　　住所(居所)、氏名、滞納金額及び滞納月数

（1）名義人
住所　沖縄県那覇市首里

滞納金額及び滞納月数　245,030円　（4か月）

（2）不法占拠者
住所　那覇市壺川3丁目2番地4
壺川市営住宅

（3）不法占拠者
住所　那覇市壺川3丁目2番地4
壺川市営住宅